

## 千葉県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 管理計画の認定の申請

- 1 管理組合の管理者等は、法第5条の3第1項の規定による認定の申請をしようとするときは、省令に規定された申請書の正本及び副本に、それぞれ申請書類チェックリスト（第1号様式）及び省令第1条の2第1項各号の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人マンション管理センター（以下「マンション管理センター」という。）が発行する事前確認適合証を添付するときは、それを添付書類に代えることができる。
- 3 前2項の規定は、法第5条の6の規定による認定の更新の申請について準用する。

### 第3 不認定

- 1 知事は、管理計画が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認めるときは、不認定通知書（第2号様式）に申請書の副本及び添付書類を添えて、管理計画の認定を申請した者に通知するものとする。
- 2 前項の規定は、法第5条の6の規定による認定の更新の申請及び法第5条の7の規定による管理計画の変更の申請について準用する。

### 第4 報告の徴収

法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告については、報告書等（第3号様式及び第4号様式）により行うものとする。

### 第5 改善命令

知事は、法第5条の9の規定により、改善命令をするときは、改善措置命令書（第5号様式）により、認定管理者等に通知するものとする。

### 第6 申請の取下げ

認定の申請をした者が、知事の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第6号様式）により知事に届け出るものとする。

### 第7 管理の取りやめ

認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号の規定により、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるときは、取りやめ申出書（第7号様式）により知事に申し出なければならない。

### 第8 管理計画の認定の取消し

知事は、法第5条の10第1項の規定により管理計画の認定の取消しを行ったときは、認定取消通知書（第8号様式）により、認定管理者等であった者に通知しなければならない。

## 第9 認定管理計画の公表等

- 1 知事は、認定申請をしようとする者が、認定を受けた際の公表に同意したときは、マンション管理センターと連携して、当該管理計画にかかるマンションの名称、所在地、認定日、認定コード（認定したマンションに対して知事が付与するもの）等の情報を公表することができる。
- 2 知事は、法第5条の4の規定に基づく認定（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）又は法第5条の10第1項の規定による管理計画の認定の取消しを行ったときは、その旨を管理計画認定マンションの所在する町村の長に町村長宛て通知（第9号様式又は第10号様式）により通知するものとする。

## 附則

（施行期日）

この要領は令和4年12月12日から施行する。

# マンション管理計画認定申請 申請書類チェックリスト

以下の書類を順番に並べたものを正本一部、副本（正本の写し）一部、持参してください。なお、提出前に自主点検  が必要です。

マンションの名称				
No	提出書類	備考	自主点検	県審査
1	申請書類チェックリスト（本紙）			
2	申請書			
3	管理計画の認定の申請を決議した集会（総会）の議事録の写し			
<b>(1)管理組合の運営</b>				
4	管理者等を選任することを決議した集会（総会）の議事録の写し	管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類（理事会の議事録の写し等）		
5	監事を置くことを決議した集会（総会）の議事録の写し	同上		
6	認定申請日の直近に開催された集会（総会）の議事録の写し	年1回集会を開催できなかった場合は、措置が図られたことが確認できる書類を添付		
<b>(2)管理規約</b>				
7	管理規約の写し			
<b>(3)管理組合の経理</b>				
8	認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書	直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書		
9	当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類			
<b>(4)長期修繕計画の作成及び見直し等</b>				
10	長期修繕計画の写し	①マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された総会の議事録の写し等を添付  ②修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書を添付		
11	当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し	管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類		
<b>(5)その他</b>				
12	組合員名簿（区分所有者名簿）及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることを確認することができる書類（これらの名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることに関する表明保証書等）			

認定基準を満たしているかを確認するための添付書類

(注) 認定申請は、マンションの管理組合の管理者等（管理組合理事長等）が代表して行う必要があります。権限の無い方からの申請は受け付けられません。申請の対象となるのは、千葉県内の町村に所在するマンションです。

第4号様式（第4関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

管理状況の報告について

年 月 日付け 第 号により報告を求められた事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 報告の内容

（備考）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。
- 2 報告内容を確認するための書類を添付してください。

第6号様式（第6関係）

取下げ届

年 月 日

千葉県知事 様

住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

年 月 日付で申請した管理計画の  
理由により取り下げたいので届け出ます。

認定  
更新  
変更

に係る申請について、下記

記

（理由）

第7号様式（第7関係）

取りやめ申出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

下記の認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるので  
申し出ます。

記

- 1 認定年月日及び認定コード  
認定年月日 年 月 日  
認定コード
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 管理を取りやめる理由

※この申出について決議した集会の議事録の写しを添付してください。